全国再非行防止コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会(以下「本協議会」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を 定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本協議会の運営委員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織としてコンプライアンス委員会 を置く。

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、本協議会の監事2名で構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防 止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第5条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、毎年 10月に開催する 2 委員になった監事は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集すること ができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 運営委員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合

は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を 行った場合はこの限りでない。

2 運営委員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス委員に直接、同項の報告をすることができる。

(運営委員のコンプライアンス教育)

第7条 本協議会は、運営委員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、運営 委員はこの 法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとす る。

(懲戒等)

第8条 運営委員が第6条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 前項の懲戒処分は、運営委員会で決議する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則 この規程は、令和2年3月9日から施行する。